

# 相続預金払戻しの必要書類の見方



執筆▶八木正宣（税理士法人SBL 代表社員・税理士）

## 第7回

### 戸籍謄本等を提出された場合の見方②

お客様から相続預金の払戻しを依頼され、戸籍謄本等の提出を受けました。この場合、被相続人の過去の戸籍については、どんな点を確認すればよいのでしょうか。



- ①本籍地の変更  
戸籍は、本籍地のある市区町村で管理・保管されています。本籍地は住所（実際に住んでいる場所）とは異なった概念で、戸籍を置いている場所を表します。本籍地を変更（転籍）した場合には、その時点の在籍者の情報のみが、変更後の本籍地の戸籍に引き継がれ、新しい戸籍が編製されます。
- ②婚姻  
婚姻すると、夫婦どちらかを筆頭者とする戸籍が新しく編製されます。
- ③戸籍法改正による様式変更  
法律の改正で、戸籍の様式が変わる場合があります。その変わる前の戸籍を改製原戸籍と呼び、改製原戸籍の記録は改製日で止まります。それ以降の記録は、改製後の新しい戸籍に載ります。過去の主な改製は次のとおりです。  
・昭和23年改製：それまで戸籍は家単位で編製されていました。この改製により、婚姻した人が戸籍の筆頭者となる新しい戸籍が編製されることになりました。改製後

### 相続人を把握するため戸籍を遡って確認

まず、被相続人の近代太郎さんが死亡した時点の戸籍（サンプル1）を確認します。この戸籍の編製日は平成18年2月5日で、平成6年の戸籍法改正により編製されました。この戸籍で証明できるのは、平成18年2月5日以降の事項です。この戸籍では、配偶者の花子さんの存在が確認できましたが、子の存在は確認できません。戸籍謄本はある時点からある時点の戸籍在籍者に関する事項のみ記載されます。「平成18年2月5日より前に子が転籍等をして、新しい戸籍に引き継がれていない」可能性があるので、太郎さんの1つ前の戸籍を確認します。

サンプル2は現在戸籍の1つ前の改製原戸籍です。この戸籍で一郎さんの存在が確認できました。一郎さんは昭和53年2月2日に出生し、平成17年2月2日の婚姻で

新戸籍が編製され、除籍されています。平成18年2月5日の様式改製で新しい戸籍に引き継がれるのは改製時点の在籍者のみです。よって、一郎さんは新しい戸籍に引

き継がれませんでした。なお、一郎さんの現在の状況については、浜松市にある一郎さんの戸籍を取得し、婚姻後の足取りを確認しなければなりません。

サンプル1 現在戸籍（平成18年2月5日～）

全部事項証明	
本籍氏名	静岡県静岡市清水区清水町4丁目44番地 近代太郎
戸籍事項 戸籍改製	【改製日】平成18年2月5日 【改製事由】平成6年法務省令第51号附則第2条第1項による改製
戸籍に記載されている者	【名】太郎 【生年月日】昭和29年4月4日 【配偶者区分】夫 【父】近代松男 【母】近代竹子 【続柄】長男
除籍	【名】花子 【生年月日】昭和29年12月20日 【配偶者区分】妻 【父】田中亀男 【母】田中鶴子 【続柄】二女

相続人である花子さんの存在を確認

一郎さん以外に子はいないことを確認

相続人である一郎さんの存在を確認（現在の状況は別途確認）

サンプル3 婚姻前の戸籍（昭和29年4月4日～昭和51年4月6日）

本籍	
静岡県熱海市熱海町目吉番地	近代松男
婚姻の届出により昭和式拾七年六月六日編製	
昭和式拾九年四月四日静岡三島市で出生同日父届出入籍	近代松男
昭和五拾五年四月六日田中花子と婚姻届出同日父届出入籍	近代松男
静岡市清水区長から送付静岡県静岡市清水区清水町四丁目四四番地に新戸籍編製につき除籍	近代松男

サンプル2 改製原戸籍（昭和51年4月6日～平成18年2月5日）

本籍	
静岡県静岡市清水区清水町四丁目四四番地	近代太郎
婚姻の届出により昭和五拾五年四月六日静岡三島市で出生同日父届出入籍	近代松男
昭和五拾九年四月四日静岡三島市で出生同日父届出入籍	近代松男
昭和五拾五年四月六日田中花子と結婚届出静岡熱海市熱海町目吉番地 近代松男戸籍から入籍	近代松男
昭和五拾参年式月式日東京都渋谷区で出生同日父届出入籍	近代松男
平成拾七年式月式日古代伸子と婚姻届出同日父届参日静岡浜松市長から送付静岡県浜松市中区相生一丁目百番地に新戸籍編製につき除籍	近代松男

改製原戸籍  
平成六年法務省令第51号附則第二項による改製につき  
平成拾八年式月五日消除

### ポイント

- 戸籍は転籍や婚姻、戸籍法改正等を受けて、新しく編製される
- 様式改製で新しい戸籍に引き継がれるのは、改製時点の在籍者のみ



次に、太郎さんの婚姻前の戸籍も確認しなければなりません。「太郎さんの子は花子さんとの間の子だけ」とは限らないからです。サンプル3は太郎さんの父・松男さんの戸籍です。この戸籍は昭和27年6月6日、竹子さんとの婚姻で編製されたものです。太郎さんは昭和29年4月4日に出生し、この戸籍に登録されました。その後、昭和51年4月6日花子さんと婚姻し、新戸籍が編製されたことにより除籍されています。特にこの戸籍には、太郎さんの子に関する情報はありませんでした。これで、太郎さんの死亡時の戸籍から出生時の戸籍まで、連続した戸籍を確認できました。